

30各介第235号  
平成30年9月13日

居宅介護支援事業所 各位

各務原市役所健康福祉部介護保険課長

## 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、平成30年5月2日付けで、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条十八号の二に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）が公布されました。介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村に届出なければならないこととされております。

つきましては、該当する居宅サービス計画がある場合は必ず市介護保険課へ届出をお願いいたします。届出されたケアプランについては地域ケア会議等で検証をおこなうこととなります。

### 記

#### 1. 厚生労働大臣が定める回数

要介護1	1月につき27回
要介護2	1月につき34回
要介護3	1月につき43回
要介護4	1月につき38回
要介護5	1月につき31回

#### 2. 対象となる計画

平成30年10月以降、利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画

#### 3. 届出の対象となる訪問介護の種類

生活援助中心型サービス

4. 提出書類

利用者の居宅サービス計画書 1 表、2 表、3 表、利用票、別表

5. 提出期限

該当月の翌月末まで

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	後藤
電 話	0 5 8 - 3 8 3 - 1 7 7 8 (直通)	
F A X	0 5 8 - 3 8 3 - 6 3 6 5	